

平成22年11月16日

総務大臣  
片山 善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書

平成22年9月28日付け諮問第3025号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 2 2 年 1 1 月 1 6 日  
情報通信行政・郵政行政審議会

## 1 IP 網への移行について

意見1 NTT 東・西はIP 網への具体的移行計画を速やかに示し、メタルアクセス回線の扱いや移行に伴う課題等を明らかにすべき。	考え方1
<p>現行のユニバーサルサービス制度は、公社時代に国民の負担で構築されたPSTNを維持するためのものであり、最終的には国民から毎年多額の補てんを受けながら維持されています。従って、適格電気通信事業者のNTT東・西は国民負担を最小化しなければならないと考えます。</p> <p>今回申請されている補てん対象額は前年度より約36億円減となっています。コスト縮小は、NTT東・西の設備利用部門コストの効率化によるものもありますが、主たる要因は加入者回線コストの削減に伴う自然減であって、経営の効率化が大きく図られたことによる効果ではありません。このままでは、年間100億円相当の補てんは解消されないと考えられます。抜本的なコスト削減を実現するためには、メタルアクセス回線と光の二重コスト状態の解消を可能な限り早期に進める必要があります。</p> <p>そのためには、設備競争を維持しながら、お客様がメタル回線上で様々なサービス等を利用している状況を的確に踏まえ、メタル回線の巻き取りにより生じる影響を十分に検証し、光への移行に伴う課題について時間及びコストの面から最適な解決方法を国民全体で議論した上で決めていくことが必要です。</p> <p>しかしながら、NTTグループは、議論の前提となる光化を含むIP網への具体的な移行計画等を未だに提示していません。NTT東・西はコアネットワークのIP化に伴うサービス等の扱いや課題等について今秋に概括的展望を公表するとしていますが、それだけではなく、メタルアクセス回線の扱いや移行に伴う課題も含め、その計画を速やかに明らかにすべきです。</p> <p>今般検討されているとおり光IP電話をユニバーサルサービスの対象に追加することで、光IP電話が提供されているエリアのメタル回線を撤去することが可能となりますが、NTT東・西は、マイグレーションの阻害要因を具体的に明らかにし、国民による議論の結果を踏まえた計画を策定し、その中で、例えばアフォーダブルな光IP電話単独メニューの導入やメタル回線の撤去をいつまでにどのように進めるのか等を国民に対して提示し確実に実行すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>現在、情報通信審議会において行われている「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての審議や「光の道」構想の検討と関わるものであり、今後、これらの結果を踏まえた検討・取組を行っていくことが適当と考える。</p> <p>なお、NTT東・西は、先般、PSTNからIP網への移行について概括的展望を公表したところであるが、NTT東・西には、今後、これらの結果を踏まえた検討・取組に資する情報等の積極的な提示が期待される。</p>

意見2 現在、「タスクフォース」における「光の道」の実現方策についての議論に提案中のアクセス回線会社の設立による光ファイバ全国整備(メタル全撤去)という方策について集中的議論を行い、結論を得るべき。	考え方2
<p>従前より弊社から意見させて頂いているとおり、そもそも、国民負担を前提とした現行のユニバーサルサービス制度は望ましくなく、ただちにその在り方について見直しを行うべきです。すなわち、現行のユニバーサルサービス基金による補てんを前提とした制度における認可是非等の実務的な議論を繰り返すのではなく、国民負担なしでユニバーサルサービスを実現するための具体的方策に議論の軸足を移すことが重要であると考えます。</p> <p>現在、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において「光の道」の実現方策について議論されているところであり、弊社は、アクセス回線会社の設立による税金ゼロでの光ファイバ全国整備(メタル全撤去)という方策を提案しています(※)。この方策により、通信インフラを最も効率的に整備可能であり、結果として、ユニバーサルサービス基金も不要になると考えられることから、早急に弊社提案内容についての集中的議論を行い、結論を得るべきと考えます。</p> <p>※ 弊社提案については、以下弊社提案資料を参照ください。  「光の道の実現に向けて」(2010年8月23日)  (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000078263.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000078263.pdf</a>)  「光の道の実現に向けた新提案」(2010年10月25日)  (<a href="http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf">http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf</a>)</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>現在、情報通信審議会において行われている「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」についての審議や「光の道」構想の検討と関わるものであり、今後、これらの結果を踏まえた検討・取組を行っていくことが適当と考える。</p>

## 2 ユニバーサルサービス制度の在り方等について

<p>意見3 NTT 東・西による収支の算定過程等について、国民に理解しやすい形で、透明性を高めて開示すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>今回申請された交付金額等については、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しておりますが、例えば NTT 東・西による収支の算定過程等についても、国民に理解しやすい形で、透明性をさらに高めて開示すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI(株)】</p>	<p>NTT 東・西による基礎的電気通信役務収支表の作成・公表等に関しては、これまでも収支算定方法をはじめとする情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き、国民に理解しやすい形で、透明性の向上に努めていくことが望まれる。</p>
<p>意見4 現行の交付金の給付を見直し、光ファイバのオープンな利用環境を整備すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>電気通信は技術進歩の最も早い産業分野のひとつです。このような産業には、利益保証のような交付金の給付は極力やめるべきです。</p> <p>光ファイバーなどの敷設の容易となり、民間の保有する光ファイバー網もネットワークとして積極的に利用すべきです。電力でも、家庭で発電した電力を、電力網に取り込む試みが進んでおります。民間での光ファイバーの敷設の条件を緩め、高度で緻密な光ファイバー網の建設を進めるべきです。家庭へ光ファイバーが接続される時代です。ほとんどの能力が使われない光ファイバーが増加しています。CATV 局の光ファイバー網を含め、社会的な情報インフラとして考えるべきです。1000億円にもなる交付金は、旧式の情報インフラ、経営体質を温存するものであり、早急に改める必要があります。</p> <p>光ファイバーの接続条件を、高度技術化、自由化して、オープンな利用環境を作り出すことが大切です。競争環境の中で、初めてアイデアに富んだ技術や産業が生まれます。既存企業の権益保護のために1000億円もの公金を使うことはやめるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の交付金等の認可は現行制度に則って行われるものであり、今後の制度の在り方へのご意見として承る。なお、今回の認可に係る交付金額は、NTT 東・西合計で約152億円である。</p>

### 3 支援業務費の在り方について

意見5 支援業務費の範囲が不明確であり、不正を防止できないのではないか。	考え方5
<p>銀行口座のセキュリティ対策として、「振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用に限定する。」とありますが、「支援業務経費用」の範囲が不明確だと思います。人件費や飲食費も含むのであれば、職員による公金着服を防ぐことができないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」)の支援業務費の詳細は資料22-2 p40の通りである。支援機関の支援業務費に関しては、電気通信事業法において、毎年度の事業計画・収支予算の認可及び収支決算書の作成・報告が義務づけられているほか、支援機関において、中間期及び決算期に複数の公認会計士による外部監査が実施されているが、引き続き、適正な執行の確保に努めていくことが求められる。</p>